

平成 28 年第 1 回蟹江町議会定例会会議録

| | | | | |
|-------------|---------------------|---------|------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成28年3月1日(火) | | | |
| 招 集 の 場 所 | 蟹江町役場 議事堂 | | | |
| 開 会 (開 議) | 3月1日 午前9時00分宣告(第1日) | | | |
| 応 招 議 員 | 1 番 | 松 本 正 美 | 2 番 | 板 倉 浩 幸 |
| | 3 番 | 石 原 裕 介 | 4 番 | 水 野 智 見 |
| | 5 番 | 戸 谷 裕 治 | 6 番 | 伊 藤 俊 一 |
| | 7 番 | 飯 田 雅 広 | 8 番 | 黒 川 勝 好 |
| | 9 番 | 中 村 英 子 | 10 番 | 佐 藤 茂 |
| | 11 番 | 奥 田 信 宏 | 12 番 | 吉 田 正 昭 |
| | 13 番 | 安 藤 洋 一 | 14 番 | 高 阪 康 彦 |
| 不 応 招 議 員 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 常特別勤職 | 町長 | 横江 淳一 | 副町長 | 河瀬 広幸 |
| | 政推進策室 | 室長 | 服部 康彦 | 政策推進課長 | 黒川 静一 |
| | 総務部 | 部長 | 江上 文啓 | 次長兼安心課長 | 伊藤 啓二 |
| | | 税務課長 | 磯野 弘幸 | 総務課長 | 浅野 幸司 |
| | 民生部 | 部長 | 鈴木 利彦 | 次長兼健康課長 | 大橋 幸一 |
| | | 次長兼高齢介護課長 | 橋本 浩之 | 保険医療課長 | 伊藤 光彦 |
| | | 子育て推進課長 | 寺西 孝 | 住民課長 | 鈴木 敬 |
| | 産建設業部 | 部長 | 志治 正弘 | 次長兼土木農政課長 | 伊藤 保彦 |
| | | まちづくり推進課長 | 肥尾建一郎 | | |
| | 上下水道部 | 次長兼水道課長 | 伊藤 満 | 下水道課長 | 加藤 満政 |
| 消防本部 | 消防長 | 奥村 光司 | 総務課長兼予防課長 | 山田 靖 | |
| 教育委員会事務局 | 教育長 | 石垣 武雄 | 次長兼教育課長 | 岡村 智彦 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議事務会局 | 局長 | 金山 昭司 | 書記 | 飯田 和泉 |
| 議事日程 | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条) | | | | |
| 会議録署名議員 | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条) | | | | |
| | 9番 | 中村 英子 | 11番 | 奥田 信宏 | |

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 日程第6 議案第1号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第2号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第3号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第4号 平成27年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第5号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 施政方針
- 日程第13 議案第7号 蟹江町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第14 議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号 蟹江町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 蟹江町税条例及び蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第24 議案第18号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第19号 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例及び蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第26 議案第20号 蟹江町観光地区建築条例の一部改正について
- 日程第27 議案第21号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 日程第28 議案第22号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第29 議案第23号 町道路線認定について
- 日程第30 議案第24号 町道路線廃止について
- 日程第31 議案第25号 海部南部広域事務組合規約の変更について
- 日程第32 議案第26号 平成28年度蟹江町一般会計予算
- 日程第33 議案第27号 平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 平成28年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第35 議案第29号 平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第36 議案第30号 平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第37 議案第31号 平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第32号 平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第39 議案第33号 平成28年度蟹江町水道事業会計予算
- 追加日程第40 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第41 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 追加日程第42 議案第1号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成28年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及び代表質問の撮影放送許可願いが提出されましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放送することを許可いたしました。

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書、議事日程が配付されております。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る2月23日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る2月23日火曜日、午前9時から開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告について申し上げます。

1番目、会期の決定についてでございます。

本定例会の会期は、本日3月1日火曜日から3月23日水曜日までの23日間といたします。

2番目、議事日程についてです。

まず、本日、初日でございます。議案上程、付託・精読、町長の施政方針演説、その後、人事案件2件と先議案件がございます。議案第1号を審議・採決し、その後に全員協議会を開催いたします。また、組合議員選出のため、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催いたします。よろしく願いをいたします。

2日水曜日でございますが、本日終了、または開催できなかった場合、引き続き行います。

7日月曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第7号から議案第19号までの13件の審査をお願いをいたします。午後1時30分からは、防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第20号から議案第24号までの5件の審査をお願いをいたします。

11日金曜日は、代表質問でございます。代表質問が終わりましたら、議会広報編集委員会、議会運営委員会の順で開催をさせていただきます。

14日月曜日は、11日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

16日水曜日は、予算審議を行います。

17日木曜日は、16日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

23日水曜日は、最終日でございます。委員長報告の後、議案審議・採決となっております。

以上が3月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いをいたします。

3番目、議員派遣についてであります。

閉会中、議長におきまして決定した議員派遣の報告をいたします。

4番目、人事案件についてであります。

(1) 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」は、本日追加日程により選挙を行います。選挙の方法は、議長の指名推選とし、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催をいたしまして、被選挙人を選出いたします。

(2) 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」は、本日追加日程により審議・採決をいたします。

5番目、先議案件についてでございます。議案第1号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」は、本日追加日程により審議・採決をいたします。

6番目、代表質問についてでございます。

質問順序といたしまして、1番、新風 安藤洋一君、2番、新政会 佐藤茂君、3番、未来フォーラム 私、黒川が行います。4番、公明党 松本正美君、5番、日本共産党 板倉浩幸君、6番、新風 水野智見君、以上の順序で行いますので、よろしくお願いをいたします。

(2) 質問場所についてでございます。最初の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で行います。なお、質問は30分以内でお願いをいたします。

(3) 質問項目の通告についてでございます。通告書様式により、質問項目を本日正午までに議長へ提出をお願いをいたします。

7番目、予算審議についてでございます。

審議の方法は、先例により行います。

(1) 一般会計の歳入・歳出に対する総括及び歳入質疑は、1人3回までとし、歳出は款ごとに1人3回までといたします。

(2) 特別会計及び水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

8番目、行政報告についてでございます。

本日冒頭に民生部長より、町内で発生をいたしました乳児の死亡事件についての報告を行っていただきます。

9番目、意見書等についてでございます。

12月定例会から継続審議となっております(1)から(3)及びその後に提出をされまし

た(4)、(5)の意見書の取り扱いについて、代表質問終了後、議会運営委員会を開催をいたしまして協議いたしますので、お目通しのほどをお願いを申し上げます。

10番目、その他についてでございます。

(1) 政務活動費についてであります。

平成28年度4月分の交付申請及び請求書を3月23日水曜日までに、平成27年度の収支報告書を4月20日水曜日までに議会事務局へ提出をお願いをいたします。

(2) 地方法人課税の見直しに対する緊急声明についてでございます。

議長より、愛知県市議会議長会及び愛知県町村議会議長会連名で、愛知県選出国會議員宛てに緊急声明文が送付されました旨の報告がございました。

(3) 議員互助会役員会及び総会の開催についてでございます。

平成28年6月定例会会期中に開催することとなりました。なお、それまでの間に平成28年度予算において、緊急の支出が生じた場合は、議長と議会事務局に判断を一任するということといたしましたので、よろしくをお願いをいたします。

(4) その他につきましては、記載されておりますとおりでございますので、お目通しのほどをよろしくをお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

(8番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

鈴木民生部長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○民生部長 鈴木利彦君

行政報告した。

○議長 高阪康彦君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番中村英子君、11番奥田信宏君を指名いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は23日間と決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について（報告）」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書きの規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもって報告にかえます。

○議長 高阪康彦君

日程第4 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 金山昭司君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら、議長までご報告をお願いします。

○議長 高阪康彦君

日程第5 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 金山昭司君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

補足説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第6 議案第1号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第2号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 議案第3号「平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第4号「平成27年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第5号「平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第6号「平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申し出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

（町長登壇）

○町長 横江淳一君

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきました。貴重な時間でございますが、しばらくおつき合いをいただきたいと思っております。ご清聴のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日ここに、平成28年第1回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出いたします議案の説明に先立ちまして、平成28年度の町政運営に対する私の基本的な考え方と主要施策について申し述べます。

早いもので、私が担当させていただく3期目の町政は、残すところあと1年となりました。社会情勢は日々刻々と目まぐるしく変化をし、その速度は、年々増しているものと実感しております。この1年を振り返りましても、政治、行政、経済等の各分野において、さまざまな変化が起きました。

政治の分野におきましては、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法が成立をいたしました。約4カ月間にわたる国会審議を経て、最後は審議が打ち切られる形で採決をされましたが、法案をめぐるっては、国民の意見も大きく分かれたところでもあります。戦後70年という節目の中で、改めて、国際平和について深く考える機会となりました。

自治行政の分野におきましては、公職選挙法が改正をされ、選挙権を得る年齢が18歳まで引き下げられました。国民に選挙権が与えられる範囲が広がったのは、実に70年ぶりのことであり、若い世代に対して政治・社会への関心が深まるよう、社会機運を高めていくことが必要と捉えております。また、国民一人一人が12桁の番号を持つマイナンバー制度が導入をされ、その運用は、平成28年1月から開始をされております。国民生活に深くかかわる、とても重要な仕組みでありますので、制度に関する住民の理解を深め、的確な運用をしていかなければならないものと捉えております。

地方行政及び地方経済の分野におきましては、安倍政権において「一億総活躍社会」が掲げられ、その実現に向けて「新・三本の矢」が放たれました。そして、来年度の国家予算は、一般会計の総額で約96兆7,000億円という、4年続けて過去最大規模で編成をされており、経済対策、子育て支援、社会保障の充実に重点が置かれております。中でも、地方創生関連予算は手厚く編成され、各省庁が横断的に取り組んでいく姿勢がうかがえます。まち・ひと・しごと創生法に基づく各種の取り組みは、わずか1年で深化を遂げ、全国的に普及をしており、人口減少と地域経済の活性化に本気で取り組んでいく実行段階を迎えております。

当蟹江町におきましても、これらの流れを受けて、制度運用から住民サービスに至るさまざまな準備や実務を進めているところでございます。とりわけ、地方創生につきましては、いよいよこの3月に蟹江町版の「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定し、公表する段階に至りました。引き続き、国の方針に基づく各種の施策を真摯に取り組み、今後の町政運営にしっかりと臨んでまいります。

議員の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成28年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いを申し上げます。

まず初めに、平成28年度の当初予算の説明をさせていただきます。一般会計につきましては、前年比2.8%増の97億3,527万7,000円、特別会計につきましては、計6会計で前年度比4.6%増の88億75万9,000円、企業会計の水道会計では、前年度比0.7%減の9億6,973万1,000円、総額195億576万7,000円の予算を編成いたしました。

それでは、平成28年度の主な施策について、第4次蟹江町総合計画の基本計画に掲げる5つの枠組みに沿ってご説明を申し上げます。

まず、第1章「心身ともに健やかに支え合って暮らせるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、健康づくり事業につきましては、平成27年度からかにえ活き生きプラン21第2次計画をスタートし、「みんなでこころもからだも健やかに！」を基本理念に、町民の皆様の健康寿命の延伸と生涯を通じた健康づくりを目標に、第1次計画での基本要素を深化した取り組みを推進しております。

そこで、平成28年度からは、みずから健康に対する意識の向上を図ることを目的とし、

きらっとかにエミレイジ事業を実施してまいります。これは、健康診査及び検診の受診や町が主催する事業への参加など、町民がさまざまな健康づくりメニューに取り組むことでポイントを獲得することができ、そのポイントに応じて各種の特典を受けることができるという仕組みでございます。愛知県との協働により特典効果を高めるとともに、一人一人の健康づくりに対する動機づけや意欲の高揚を図りながら、町民の主体的な健康づくりを促進してまいります。

2、疾病予防事業につきましては、当町で最も多い死因であるがんの予防を推進するため、がん検診の受診方法を改めます。過去5年間における受診歴がある方に受診券を発行し、契約医療機関において直接受診できるようにすることで、保健センターへの申し込みを不要とし、受診率の向上を図ってまいります。

また、妊婦の産後におけるメンタルケアとして、産後健診を開始するとともに、こんにちは赤ちゃん事業として実施している乳児家庭全戸訪問事業は、生後4カ月までを対象としておりましたが、1歳児まで延長し、母子保健事業の充実を図ってまいります。

3、子育て支援事業につきましては平成27年4月にスタートいたしました子ども・子育て支援新制度を受け、ハード面とソフト面の両面において、各種の事業を展開してまいります。

まず、3人乗り自転車活用支援事業は、引き続き安全基準を満たす自転車を貸し出していきますが、貸し出し台数を5台ふやして25台とすることで、より多くのご要望にお応えするとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減し、保育所・幼稚園の送り迎えや外出時の安全性を高めてまいります。

保育所におきましては、AEDの設置と幼児用防災ヘルメットの配備を全所に実施し、保育時の安全確保に取り組んでまいります。また、舟入保育所の全保育室の内装改修や須成保育所のエアコン取りかえ工事を初め、各保育所における必要箇所の修繕を進めることで、保育環境の向上を図ってまいります。

学童保育につきましては、新たに舟入学童保育所を開設することにより、全小学校区における学童保育の実施を実現するとともに、高学年の学童保育につきましては、新蟹江小学校区のみならず、他の小学校の教室や児童館等の利用について、教育委員会を初め関係機関との協議を重ねながら、全小学校区において実施できるよう検討を進めてまいります。

また、保育所に通う外国人の子供への支援といたしましては、その後に入學する小学校で子供が戸惑うことなく学校生活に適應できることを目的とするプレスクール事業を実施しておりますが、有識指導者が限られております。そこで、新たな指導者を養成していくための講座を立ち上げ、人材確保に努めることで、事業の継続性を高めてまいります。

さらには、NPO法人との協働により、妊娠・出産期にある妊婦を対象とするプレママサロンを開設いたします。出産の直前まで仕事を続ける女性や、初めての妊娠で、その後の育児への不安を抱える妊婦を支援するため、先輩ママや同じ境遇の女性との仲間づくり、そし

て、相談の場を提供することで、妊娠から出産、育児まで、継続的に支援をしてまいります。

そして、3歳未満児の保育の充実を図るため、民間の保育所整備や私立幼稚園の認定こども園化に対する補助金を交付することで、平成29年度からの実施を目指した取り組みを後押しをしてまいります。

4、高齢者福祉事業につきましては、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、多様化する高齢者の生活様式やニーズへの対応と介護予防の充実を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進してまいります。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の方やその家族に対して早期にかかわる認知症初期集中支援チームを立ち上げますとともに、医療・介護・生活支援などの地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置をし、平成29年度からの対応に向けて支援体制を構築してまいります。

また、ひとり暮らしの高齢者に対しましては、日常生活への不安を軽減するため、緊急通報システム事業を実施しております。申請できる対象者を、現行の65歳以上で非課税の方から75歳以上で課税の方まで拡充するとともに、配食サービスは実施回数をふやし、在宅生活を健康に過ごすことができるよう支援をしてまいります。

施設や設備の老朽化に伴い取り壊した老人福祉センター分館の跡地を含めた利活用におきましては、温泉を活用した新たな施設の建設に向けて、実施設計に着手いたします。平成30年度の供用開始を目指して、子供からお年寄りまで多世代の交流と、地域で支え合う福祉活動の拠点となる施設づくりに取り組んでまいります。

次に、第2章「次代につなぐ教育と生涯学習のまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、地球温暖化の影響で夏季の気温が上昇し、熱中症などの危険性が増していることから、学校生活における児童・生徒の安全性を高めるために、中学校に引き続き、小学校の空調設備を順次整備をしてまいります。

2、給食センター事業につきましては、町や観光協会が親交を深めております愛知県設楽町と沖縄県読谷村との食文化交流やご当地の食材を生かした献立の開発を図ることで、さらなる地産地消を目指してまいります。

また、児童や保護者を対象とした食育講演会を実施することで、学校と家庭における食育を推進し、児童・生徒の健全な心身の発達に努めますとともに、給食配送車1台を更新し、安全・安心な給食を提供してまいります。

3、生涯学習の推進事業につきましては、郷土の文化財や芸能の保護事業に力を入れて取り組んでまいります。中でも、蟹江町を代表する祭りとなつてございます須成祭が、いよいよ平成28年11月ごろにユネスコ無形文化財遺産として登録される期待が高まってまいりました。そこで、この祭りの見学者がふえることを見込み、須成祭マイスター養成講座を実施す

ることで、多方面からのお問い合わせや現地でのご案内に対応できる、祭りの知識を備えた人材の育成に取り組んでいきますとともに、祭りの当日には、混雑をする会場周辺における交通、警備、関連設備等にも、しっかりと対応してまいります。

また、ユネスコに登録された暁には、広報はもちろんのこと、記念事業や歴史民俗資料館における特別展等を開催することで、須成祭に対する町内外の理解を深め、町の文化財に対する関心の高揚と、歴史を継承していく意識の醸成を図ってまいります。

4、図書館事業につきましては、開館から18年間稼働し続けておりました防犯・監視カメラシステムを更新いたします。図書館は不特定多数の方が利用する施設であることから、来館者の方々が安心して利用していただけるよう、施設内の駐車場が監視できる機器を設置し、一体的に防犯性を高めてまいります。

また、親子で参加できる行事の充実を図るとともに、読み聞かせを行うボランティアの育成に取り組むことで、幼少時期から本に親しむことを推進し、長期的な視点で図書館サービスの向上を図ってまいります。

5、生涯スポーツの推進事業につきましては、既存の関係施設の有効活用を促進してまいります。日常におきましては、早朝や夕方にウォーキング・ジョギングをしてみえる方を多く見かけるようになりました。希望の丘広場や日光川ウォーターパークには、敷地内において周回できるよう整備がされておりますので、各施設が効果的に活用される管理・運用に努めますとともに、関係各位の連携のもと、健康づくりにも資する施設運営に取り組みながら、利用者の増加を図ってまいります。

次に、第3章「豊かな環境と安全がもたらす持続可能なまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、下水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を目指し、企業会計システムの構築に取り組んでおりますが、平成28年度は関係規定の整備等を進め、平成29年度からの移行に備えてまいります。

2、防災事業につきましては、同報系防災行政無線のデジタル化に取り組んでまいります。現在使用しております同報無線は、昭和61年に整備したアナログ方式のもので、修繕を重ねながら現在運用しておりますが、近年の大規模災害の発生を教訓として、これまで以上に多様化・高度化する通信ニーズへの対応が求められております。そこで、町が必要とする運用形態に応じた最適な防災行政無線システムの導入に向けて、実施設計を行ってまいります。

また、全面改訂した地域防災計画に基づき、地震、風水害の各種災害の発生を想定して総合防災訓練を実施します。防災関係機関、民間協力団体、住民、事業所等との連携、協力を得ながら実施することで、災害発生時の応急対策に関する検証を行い、当町における防災体制が十分に機能するよう努めてまいります。あわせて、平成27年度から運用開始をいたしました災害時避難行動要支援者登録制度の個別計画に基づく避難訓練や、地域における自

主防災活動を推進することで、住民の防災意識の高揚を図ってまいります。

さらに、設置後40年が経過いたします役場庁舎の燃料地下タンクを改修いたします。浸水時においても災害対策本部としての機能が長期的に発揮できるようにするとともに、各避難所機能の強化と防災資機材の整備にも継続して取り組んでまいります。

そして、局地的な集中豪雨に備える水害・浸水対策として、本町地区における幹線排水路のしゅんせつと排水ポンプの更新を行い、今乗田排水路、本町7号排水路、前波2号排水路を整備するなど、海拔ゼロメートル地域における安全・安心な環境づくりを促進してまいります。

3、防犯事業につきましては、町内に設置している防犯灯を全てLED化してまいります。防犯灯は、町が設置し、町内会等に維持管理を行っていただいております。犯罪の発生を抑制するとともに、設置数とそれに伴う維持管理費用は、増加の一途をたどっております。防犯灯をLED化することで、大幅な消費電力及び電気料の削減と環境負荷の軽減を図ることができます。さらに、電球の長寿命化により、町内会等の維持管理に係る負担も軽減することができるので、効果的な導入を促進してまいります。

また、防犯カメラの設置補助事業を拡充し、特に人通りが多い駅周辺には、個人のプライバシーの侵害に留意をしながら計画的な設置を進めることで、地域の安全・安心を高めてまいります。

4、交通安全推進事業につきましては、高齢者の交通死亡事故が多いことから、高齢者に対する交通安全教育を積極的に行いますとともに、歩行者及び自転車に対しても、並行して交通安全の啓発を実施してまいります。

また、町が策定した通学路交通安全プログラムに基づき、平成27年度には通学路の合同点検を行いました。これは、教育委員会、学校、警察並びに町及び県の道路管理課等と一緒に、危険箇所を現場確認したもので、この結果をもとに、各小学校の通学路について、関係機関と連携を図りながら安全対策を講じてまいります。

次に、第4章「誰もが元気に楽しく住みつづけたくなるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、公共交通関連事業につきましては、JR蟹江駅における南北自由通路の新設及び橋上駅化について、手続等を進めてまいります。

当地域におきましては、国家プロジェクトであるリニア構想の圏域にあり、2027年にリニア中央新幹線が東京・名古屋間において開業される見込みでございます。品川駅と名古屋駅がわずか40分で結ばれることになれば、名古屋周辺の自治体は、首都圏への通勤が可能な都市として、新たなまちづくり構想を推進していく必要がございます。

その玄関口となるのは鉄道駅であり、特に、JR蟹江駅は、ユネスコ登録を控えている須成祭への来訪者を導く玄関口にもなります。また、駅の北側におきましては、区画整理事業

を終えた新市街地が整備されております。駅の南側におきましても、従来の市街地に隣接する地区が、都市計画マスタープランの中でまちづくり検討地区として位置づけられております。駅を中心として南北の地域をつなぐことで、より一層の住民交流と来訪者への利便性向上を促進し、JR蟹江駅を拠点とした交流人口の増加とまちの活性化を目指して、基本合意に至っているJR東海との工事協定を締結し、事業に着手してまいりたいと考えております。

次に、近鉄蟹江駅周辺整備事業への取り組みといたしましては、北側における駅前広場の整備に向けて取り組んでおりますが、整備に関する基本方針について、近畿日本鉄道と基本合意に至りましたので、必要となる用地や支障物件等の調査を行ってまいります。駅利用者の安全確保と車両等による混雑の解消を目指して、関係機関との協議を進めてまいります。

町内を巡回運行するお散歩バスにつきましては、路線や運行時間の見直しを図るなど、利便性の向上に取り組んでおりますが、平成28年度は、車内における音声案内装置を導入することで、乗客の皆様にとりましては、停留所をわかりやすくご案内するとともに、乗り過ぎの防止にも努めてまいります。

2、住環境対策事業につきましては、社会問題化してきている空き家等の対策に着手してまいります。住宅の老朽化や産業構造の変化に伴い、使用されなくなった建築物は、空き家として全国的に年々増加している傾向がございます。そこで、まずは町内における空き家等について、実態を把握するための調査を実施してまいります。適切な管理が行われなくなった空き家等は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題が生じ、地域の生活環境にも深刻な影響を及ぼしますので、調査の結果をもとに、今後の対策や利活用の仕方などについて検討してまいります。

3、消費者保護事業につきましては、愛知県の消費者行政活性化事業費補助金を活用し、安全で安心な消費生活に資するため、消費者トラブルの未然防止に取り組んでまいります。さらに、消費者問題への関心を喚起するため講習会を開催するとともに、消費生活相談窓口の開設や、関係機関との連携を強化し、持続的な相談体制の充実に努めてまいります。

次に、第5章「町民・行政の協働と効率的な行政運営によるまちづくり」では、次に掲げる事業を推進してまいります。

1、協働の推進事業につきましては、協働地域づくり支援事業の継続的な実施により、各種自主団体の活動が多様化、そして深化してまいりました。平成28年度におきましても、一般型協働事業とステップアップ型協働事業を公募し、採択団体の活動を推進することで、住民みずからが地域課題の解決を図り、豊かな地域社会を築いていくプログラムを支援してまいります。

さらに、これまでの活動実績と着実な成果を上げている団体の活動につきましては、町の委託事業として行政課題に取り組んでいただき、より住民に近い立場で活動を展開していただけるよう推進してまいります。

2、地域組織・住民活動支援事業につきましては、小学校区や町内会においてまちづくり推進事業交付金を活用していただくことで、新たな地域事業も生まれ、コミュニティ形成に資する活動が全国的に展開されております。良好なコミュニティの形成は、防災対策としての共助の力を高めることにもつながります。今後も各地域における事業の継続を図りながら、交付金のより有効的な活用を推進してまいります。

3、男女共同参画の推進事業につきましては、男女共同参画プランの策定に取り組んでまいります。働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることや、仕事と家庭の両立などの実現により、女性がより一層社会に参画することで、生産性が増し、地域力の向上にもつながるものとして、国を挙げて各種の事業が推進されております。また、人口減少等の社会変化を乗り越えていくためには、地域に住む女性や男性が、その個性と魅力を存分に発揮できる社会をつくっていくことが極めて大切なこととございます。プランの策定に当りましては、それらの趣旨を踏まえながら、的確な現状認識のもと、住民参加型の手法により多様な意見が反映できるよう取り組んでまいります。

また、平成27年8月に女性活躍推進法が公布され、平成28年4月には全面施行となります。町におきましても、策定をした特定事業主行動計画に基づき、女性職員の個性と能力が発揮されるよう取り組んでまいりますとともに、努力義務とされております町内における推進計画の策定については、男女共同参画プランの策定過程において検討してまいります。

4、財政運営につきましては、財政計画に基づき安定した歳入と歳出のバランスが保たれるよう、税収はもちろんのこと、公式ホームページにおけるバナー広告や町有財産の貸し付け等による税外収入の確保にも努めてまいります。

さらに、ふるさとかにえ応援寄附金推進事業につきましては、平成27年度の税制改正において拡充されましたふるさと納税制度を活用するため、寄附金に対する返礼品として、当地の特産品等を贈呈する新たな仕組みを導入してまいります。これにより、積極的な歳入の確保に努めるとともに、蟹江町の魅力を多く発信し、地域の活性化にも資するよう取り組んでまいります。

5、広域連携につきましては、平成28年度に設置される予定の（仮称）海部地域広域行政連絡調整会議に積極的に参加してまいります。これは、海部地域の市町村行政を効果的に推進するため、各首長が一堂に会する連絡調整会議であります。多様化する行政需要に柔軟かつ的確に対応していけるよう、管内の市町村との連携を図りながら、効果的な行政運営に取り組んでまいります。

以上、平成28年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

その他の主要事業といたしましては、国民生活を支える社会基盤として新たに導入されましたマイナンバー制度を的確に運用してまいります。正式には社会保障・税番号制度と申しますが、住民票を有する全ての方に一人一つの番号を付することで、社会保障、税、災害対

策の分野において効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報如同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。既に、住民の皆様のお手元には、個人番号をお知らせする通知カードがお送りされております。これに基づき、希望される方は、手続を行うことでマイナンバーカードの交付を受けることができます。運用が始まったばかりでありますので、皆様の制度に対する理解不足や誤解は否めません。また、郵便等の諸事情で、まだお手元に通知カードが届いていない方や、通知カードがマイナンバーカードだという誤解をされる方も少なくありません。引き続き、皆様への広報に努めますとともに、マイナンバーカードの申請から交付に至る手続には、丁寧に対応してまいります。そして、その先の制度運用にもしっかりと取り組むことで行政の効率化を図り、行政手続における利便性の向上と公平・公正な社会の実現を図ってまいります。

地方創生につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、まち・ひと・しごと創生法に基づき、蟹江町版の人口ビジョンと総合戦略を策定いたしました。人口ビジョンで明らかになった当町の将来人口推計値は、大変ショックなものであります。当町における現在の人口は、外国人の方を除くと約3万6,000人でございますが、このまま国の推計どおりに進めば、2040年には約3万人にまで落ち込むというものであります。これに対して、現在の出生率は1.45であります。これを国民希望出生率であります1.80に上げることができれば、人口は約3万1,700人、さらに、出生率を2.07にまで上げることができれば、人口は約3万2,500人になります。いずれにいたしましても、人口減少は避けられないものと推計しており、このような結果から、将来に向ける人口ビジョンは、「減少速度を鈍化させる」ということといたしました。

しかしながら、この2月に公表されました2015年の国勢調査における速報値によりますと、当町の人口は2010年から約400人増加したという結果が出てきております。前回調査で人口が減少していた市町村の中で、今回の調査において増加したという値が示されたのは、愛知県下では当町を含めてわずか4市町であります。また、ここ数年の人口動向を見ましても、当町は、区画整理事業等が功を奏して微増傾向にあります。推計地はあくまで推計値であります。私たちの今後の取り組みによっては、明るい未来を築くことも可能でございます。

そして、その実現に向け、推計値を軽視することなく実行計画を策定したものが、総合戦略でございます。当町における2040年の明るい未来を目指して、まずは、2019年までの戦略を策定いたしました。策定には、幅広い分野の方々を委員としてお願いし、5回を重ねた会議で、さまざまな角度からご意見を頂戴いたしました。また、議会の皆様との意見交換や、これまでに対話する機会がなかった各金融機関を代表する方々にも一堂にお集まりいただき、意見交換するとともに、役場の若手職員の議論も重ねることで、具体的な事業を立案してまいりました。

この総合戦略は、総合計画との整合性を図りながら7つの基本目標を掲げておりますが、

特に力点を置いておりますのは、子育て環境づくりと安全・安心な環境づくりであります。さきにご説明いたしました平成28年度予算の中にも、これらの分野について促進する事業を数多く組み込んでおります。また、人口ビジョンに基づく総合戦略は、策定して終わりではございません。具体的な目標数値を掲げて、各種の施策・事業に取り組み、その状況を毎年検証しながら、ときには修正を施し、未来を目指してまいります。

蟹江町は、交通や日常における買い物の利便性が非常に高く、価値ある地域資源や良好なコミュニティがございます。今あるこれらの強みに磨きをかけながら、住民、民間、議会、行政が一致団結して取り組むことで、弱みを克服し、今ある課題を確かな夢に変えてまいりたいと思います。そして、小さくてもきらりと光る明るい未来が見える町を目指し、町民の皆様とともに、さらなる歴史を刻んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、平成28年度の施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 高阪康彦君

これで施政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。

(午前10時44分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第7号「蟹江町行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 議案第9号「蟹江町職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務民生常任委員会に付託することに

決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第16 議案第10号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第17 議案第11号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 議案第12号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 議案第13号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第20 議案第14号「蟹江町議会議員の議会報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第21 議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第22 議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第23 議案第17号「蟹江町税条例及び蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第24 議案第18号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第25 議案第19号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例及び蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第26 議案第20号「蟹江町観光地区建築条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 志治正弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第27 議案第21号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 奥村光司君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第28 議案第22号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 奥村光司君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災

建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

再開は午後1時からといたします。

(午前11時59分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 高阪康彦君

日程第29 議案第23号「町道路線認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 志治正弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第30 議案第24号「町道路線廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 志治正弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第31 議案第25号「海部南部広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第25号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第32 議案第26号「平成28年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第39 議案第33号「平成28年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、平成28年度蟹江町一般会計予算についてご提案を申し上げます。

お配りしてあります一般会計予算の予算書1ページをごらんください。

議案第26号 平成28年度蟹江町一般会計予算。

平成28年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ97億3,527万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成28年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

2ページ、3ページの歳入歳出予算につきましては、後ほど、お配りしました予算関係資料についてご説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

第3表地方債であります。

地方債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法が記載してございます。

まず、臨時財政対策債、起債額3億9,000万円、消防ポンプ自動車整備事業2,250万円、高規格救急自動車整備事業2,470万円、蟹江小学校空調設備設置事業3,530万円、須西小学校空調設備設置事業1,300万円、学戸小学校空調設備設置事業5,410万円、以上6事業で5億3,960万円の起債を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っています。

それでは、一般会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

お配りしてあります平成28年度の予算関係資料、3ページ、4ページをごらんください。

まず、左側3ページの歳入予算でございます。1番の下段であります。一般会計の歳入総額97億3,527万7,000円となっております。この歳入全体を前年度と比較いたしますと、2億6,878万8,000円、約2億7,000万円の増額となりました。そのうち歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

一番上の歳入総額の約50%を占める第1款町税でございます。町税は、1項の町民税から固定資産税、たばこ税など、6つの税目で構成されています。町税全体では51億9,539万3,000円となりまして、これを前年度と比較いたしますと、約3億5,000万円の増収と見込みました。この増収の主な要因は、町民税のうち個人町民税で、個人所得の堅調な伸びを背景に、個人の所得割を昨年度と比較いたしますと約2億円の増収、法人税につきましても、法人税割で約8,000万円の増収を見込んだところでございます。また、固定資産税におきましても、JR蟹江駅北側の土地区画整理事業が完了したこともありまして、土地、家屋、合わ

せて6,000万円の増を計上させていただきました。結果、町税全体で、昨年度当初予算と比較すると約3億5,000万円の増となったわけでございます。

次に、2款の地方譲与税から10款の交通安全対策交付金、これは国から交付をされます税関係で、まず、2款の地方譲与税が8,600万円。そして、第6款の地方消費税交付金でございます。これは、皆様方が納めていただく消費税、現在税率は8%でございますが、この納められた消費税のうち一定割合が、人口など一定の基準で各市町村へ交付されるものであります。28年度は6億3,300万円を見込んでおるところでございます。

次に、9款の地方交付税4億8,000万円、国の地財計画を参考に算出した結果、昨年度と比較いたしますと8,000万円の減を見込みました。

以上が国からの交付金でございます。

次に、11款分担金及び負担金でございます。総額3億1,788万4,000円。主な負担金といたしましては、保育所を利用している保護者の皆様から保育所の運営費としてご負担いただく保育所運営費保護者負担金1億4,825万4,000円、小・中学校の給食費を保護者からご負担いただく給食費保護者負担金1億3,475万4,000円などが、この分担金及び負担金の主なものでございます。

次に、12款の使用料及び手数料でございます。主なものといたしましては、火葬場の使用料や道路占用料、そして、公民館など公共施設の使用料収入が2,864万4,000円、そして、住民票や戸籍関係の証明を受けるときに必要な手数料、ごみ処理に係る手数料などの手数料収入が5,812万5,000円、合わせて、総額8,676万9,000円の手数料収入を見込んでおります。

次に、13款国庫支出金でございます。1項の国庫負担金として7億162万9,000円、この負担金の主なものは、国が負担する民生費の児童手当負担金、これが4億4,248万円、障害を持ったお方の自立を助けるための障害者自立支援給付費等負担金として1億6,301万7,000円がでございます。

次に、2項の国庫補助金としては、総額2億2,695万3,000円で、主なものといたしましては、前年に国が実施をいたしました臨時福祉給付金にかわる新たな給付金、これは条例で提案がございましたように、年金受給者等、低所得者を対象とした給付金の年金生活者等支援臨時給付金、そして、子ども・子育て支援策として、3歳未満児の保育の受け皿となる民間の保育所整備や私立幼稚園の認定こども園化に対する国庫補助金として7,700万円をのせさせていただきました。なお、道路、橋梁などインフラ整備事業に対して交付される社会資本整備総合交付金4,000万円もこの中に含まれております。

次に、14款の県支出金でございます。総額5億1,507万7,000円。主なものといたしましては、県の負担金として、国と同じく民生費の児童手当負担金9,549万円、障害者自立支援給付費等負担金8,101万8,000円、補助金としては、従来からの子ども医療支給費補助金4,712万5,000円などを合わせまして、総額5億1,507万7,000円の県支出金収入を見込んでおると

ころでございます。

次に、15款財産収入でございます。収入見込み額1,255万2,000円。主なものといたしましては、希望の丘広場の東側、旧蟹江高校の跡地の一部を愛知大学が野球場やテニスコートなど、愛知大学名古屋校舎蟹江グラウンドとして利用しており、その貸付料収入として760万1,000円を見込んでおります。

次に、17款繰入金でございます。繰入金のうち、基金繰入金としては、財政調整基金、これは年間を通じて資金のやりくりの基金でございますが、この財政調整基金からの繰入金を5億円見込んでおり、昨年度と比較いたしますと1億円の減額でございます。

次に、18款繰越金7,907万8,000円、平成27年度の繰越金見込みでございます。

次に、19款諸収入では、町税の滞納に係る延滞金3,200万1,000円、商工業の小規模企業等振興資金貸付金のもととなる預託金の元金5,700万円、その他もろもろの雑入など、合わせて1億8,131万円の収入を見込んでおります。

最後に、町債でございます。町の借入金で、主なものといたしましては、国が地方へ交付する地方交付税の財源が不足すると地方交付税が減額をされますが、その不足分を借り入れるもので、後日、返済する元金及び利子が地方交付税で措置される臨時財政対策債、これを3億9,000万円、それから、安心・安全を守るための消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車が老朽したことに伴いまして、それを更新する事業資金として4,720万円、また、先ほど起債でも説明しましたように、快適な教育環境を整えるための小学校3校に空調設備、エアコンを設置いたしますが、その資金として1億240万円、合わせて、昨年とほぼ同額の5億3,960万円の借り入れを見込ませていただきました。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。

同じく、予算額一覧表の4ページの右の欄をごらんください。

1款の議会費から11款の予備費まで款別に記載しておりますが、主な増減とその要因についてご説明申し上げます。

まず、2款の総務費でございます。総務費の1項の総務管理費、総額が9億7,664万9,000円、これを前年度当初予算と比較いたしますと約6,700万円の減額となっております。その主な要因といたしましては、昨年10月に運用を開始された社会保障・税番号制度、マイナンバー制度でございますが、この導入に必要とする関連費が27年度には計上されておりましたが、導入事業が完了したことに伴って、予算額が減少したものであります。

次に、3款の民生費であります。民生費全体で、予算額36億9,923万8,000円となっております。これを前年度と比較いたしますと約1億6,700万円の増額となっております。その要因といたしましては、2項の児童福祉費で新たに子ども・子育て支援策として、先ほど国の補助金で申しましたように、3歳未満児の保育の受け皿となる民間保育所建設に対する補助

金9,342万円、また、子ども・子育て支援法に基づき、私立の幼稚園が認定こども園へ変わるための整備費用に補助金として2,250万円を計上したことによるものが主な理由であります。この理由によりまして、1億2,337万円が前年度と比較いたしますと増額となった要因であります。

次に、7款の土木費であります。土木費では、総額8億3,314万1,000円となっております。これを前年度と比較いたしますと約6,200万円の増となっております。これにつきましては、4項の都市計画費におきまして、ゲリラ豪雨等町内の浸水対策を強化するため、町内の主要幹線都市下水道を整備する費用として9,300万円を計上したことによるものであります。

次に、9款の教育費であります。総額で12億7,909万4,000円となりまして、これを昨年度と比較いたしますと約1億9,200万円の増額となっております。この主な要因といたしましては、先ほどご説明申し上げましたように、2項の小学校費で、各小学校、まずは5校のうち3校でございますが、この小学校の普通教室に空調設備、エアコンを設置する費用1億4,500万円を計上したことによります。

以上が平成28年度の一般会計当初予算の概要でございます。

次に、16ページをお開きください。16ページからは、一般会計の主要事業の一覧表でありまして、総合計画を分野別に分けたものであります。ここからは、第4次総合計画に基づき、分野別に主要事業を記載させていただきました。5つの分野にわたって25事業がございますが、新規事業の主なものについてご説明を申し上げます。

まず、27ページをごらんください。

事業名は須成祭ユネスコ無形文化遺産登録関連事業であります。予算額680万6,000円、予算の概要につきましては、既にご承知のとおり、須成祭が、全国に33件ございます山・鉾・屋台行事の一つとしてユネスコ無形文化財遺産登録候補になっており、ことしの秋には登録が予定されているところでございます。このことを受けまして、祭りの行事の周知や、多方面からの多くの来客がふえることが予想され、その対応を強化するものであります。昨年8月に行われた須成祭終了後、関係各課におきまして横断的に対策チームを立ち上げまして、祭り関係者、県など関係機関と協議した結果、予算額680万6,000円を対策費として計上させていただきました。なお、教育委員会生涯学習課がこの事業を所管いたします。

次に、32ページをごらんください。

防犯対策整備事業、これは防犯灯のLED化であります。予算額としては852万5,000円、内容は、リース方式で防犯灯のLED化を進め、電気料金など管理費の節減を進め、あわせて、環境負荷の低減も図るものであります。29年度に実施を予定しており、現在約3,100灯の防犯灯がございますが、28年度は防犯灯の現地調査など、LED導入に必要な調査費852万5,000円を計上させていただきました。

次に、39ページをごらんください。

男女共同参画推進事業でございます。予算額は383万8,000円を計上いたしました。28年度、新たに男女共同参画プランを策定いたしまして、女性がより一層社会に参画できる環境を整え、生産性の向上と地域の活力につなげてまいりたいと考えております。計画の策定費用として383万8,000円を計上させていただきました。

以上が、第4次総合計画に基づく主な新規事業でございます。

最後に、43ページ、44ページをごらんください。

これは、平成28年度蟹江町まち・ひと・しごと創生事業一覧表でございます。ここからは、内閣府の地方創生総合戦略に基づき、蟹江町版のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。その中で、当初予算に計上させていただいた創生事業の一覧が記載してございます。このまち・ひと・しごとは、町長の施政方針の説明にありましたように、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、蟹江町版の人口ビジョンと総合戦略を作成したものであります。人口減少問題につきましては、このままでは、20年後の2040年、全国の自治体の約半数が消滅の可能性があると考えられ、地域が人口減少に歯どめをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保するべく、その対策が進められております。このことを受け策定した町の人口ビジョンでは、将来の推計人口をもとに検討した結果、人口減少は避けられないとの判断によりまして、人口の減少速度を鈍化させる方針といたしました。

総合戦略の策定では、幅広い分野の方々を委員といたしまして、さまざまな角度からご意見を頂戴しました。また、議会の皆様、各金融機関との意見交換も踏まえ、総合計画との整合性を図りつつ、7つの基本目標を掲げております。本予算に計上いたしました7つの基本目標、26事業のうち、新規の主な事業についてご説明申し上げます。

45ページの上段をごらんください。

基本目標1の魅力的な定住環境づくりでございます。これは空き家対策事業でございますが、全国的に、使われなくなった空き家が長期間放置され、倒壊の危険など周辺環境の悪化が懸念され、その対策が問題となっております。蟹江町でも、このことを受け、防犯・防災対策はもちろんのこと、若者・子育て世代向け住宅の供給に活用できないかとの観点から、空き家対策事業を行ってまいります。まずは、今年度は、町内の長期間使用されていない空き家の実態を把握する調査委託料として499万円を計上させていただきました。

次に、47ページをごらんください。

47ページの上段でございます。戦略基本目標の2、結婚・出産・子育ての環境づくり、施策3番の保育環境、幼児教育環境の充実であります。事業名が3歳未満児保育園受け入れ拡大事業であります。3歳未満児、0、1、2歳児の受け皿をふやすために、民間の社会福祉法人に乳児保育所の設置運営を委託いたします。まず、28年度は、施設の設置費用に対し、国の補助制度を活用し補助いたします。予算額9,342万円でございます。

次に、同じページの下段でございますが、これも子育て対策でありまして、事業名は認定こども園設置促進事業であります。私立の幼稚園が3歳未満児の受け入れを行うために認定こども園に移行する費用を、国の制度を活用し補助をいたします。予算額2,250万円でございます。

次に、53ページ、下段をごらんください。

戦略目標4、命を守る安全・安心な環境づくり。事業名が幼児用防災ヘルメット配備事業であります。保育所での大地震発生に備え、まずは命を守ることを主眼に置いて、全保育園児に防災用ヘルメットを配備いたします。予算額143万3,000円でございます。

次に、58ページ、下段をごらんください。

戦略計画の7、子供・女性・若者が主役になれる施設づくり、施策の2でございます。多世代交流の場づくりとして、事業名は多世代交流施設設置事業であります。先ほど説明がございましたように、老朽化したことで廃止・撤去いたしました老人福祉センター分館、これは旧の老人憩いの家でございますが、この跡地に、温泉を利用した、子供から高齢者までが集うことができる多世代交流施設を建設いたします。平成29年度工事着手、そして、28年度には施設建設の実施設計を委託いたします。予算額1,651万2,000円でございます。

以上が、蟹江町版総合戦略で策定した7つの基本目標のうち、平成28年度当初予算に計上いたしました主な事業でございます。

以上、予算総額97億3,548万9,000円、平成28年度一般会計当初予算をご提案申し上げますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○民生部長 鈴木利彦君

それでは、ご提案申し上げます。

予算書の223ページをお願いいたします。

議案第27号 平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

平成28年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億4,118万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成28年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

説明のほうは、皆様のお手元にあります28年度民生部特別会計予算説明資料でご説明させ

ていただきます。

そちらの1ページ、平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表でございます。

まず、歳入。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算額8億1,249万3,000円、対前年度146万7,000円の増額でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税4,546万9,000円、対前年比1,127万7,000円の減額でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料1,000円、2目事務手数料1,000円、ともに頭出しでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金6億3,624万9,000円、対前年4,098万3,000円の減額になっております。2目共同事業負担金1,935万8,000円、対前年176万9,000円の増額です。3目特定健康診査等負担金430万9,000円、対前年20万2,000円の減額でございます。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金8,132万2,000円、対前年856万5,000円の減額でございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金1億4,690万円、対前年2,751万8,000円の減額でございます。

次に、5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金9億1,727万5,000円、対前年9,864万4,000円の増額になります。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金1,935万8,000円、対前年176万9,000円の増額でございます。2目特定健康診査等負担金430万9,000円、対前年20万2,000円の減額です。2項県補助金、1目県財政調整交付金1億9,510万円、対前年641万7,000円の増額でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金9億2,903万2,000円、対前年1,647万6,000円の増額になります。

次に、8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金2万2,000円、対前年2万円の増額になります。

次に、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億9,164万2,000円、対前年2,690万円の減額でございます。2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金100万円、前年度と同額でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億283万8,000円、対前年574万6,000円の減額でございます。

11款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金3,000万円、対前年400万円の減額でございます。次に、2項預金利子、1目預金利子16万7,000円、対前年比1万1,000円の増額。3項

貸付金元利収入、1目出産費資金貸付金元利収入33万6,000円、前年度と同額でございます。
4項1目滞納処分費から4目雑入まで、合計400万3,000円、前年度と同額でございます。

歳入総額41億4,118万4,000円でございます。

次に、1枚はねていただき、2ページをお願いします。

歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,724万3,000円、対前年76万2,000円の減額になります。2目連合会負担金57万5,000円、対前年3万6,000円の減額でございます。2項運営協議会費、1目運営協議会費35万8,000円、前年度と同額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費20億1,600万円、対前年2,400万円の増額になります。2目退職被保険者等療養給付費1億1,400万円、対前年1,200万円の減額でございます。3目一般被保険者療養費4,320万円、対前年240万円の減額でございます。4目退職被保険者等療養費192万円、対前年48万円の減額になります。5目審査支払手数料654万7,000円、対前年比24万8,000円の増額になります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2億1,000万円、対前年600万円の増額になります。2目退職被保険者等高額療養費1,680万円、対前年120万円の減額でございます。一般被保険者高額介護合算療養費20万円、それと4目退職被保険者等高額介護合算療養費20万円、それぞれ前年度と同額でございます。3項の移送費、1目一般被保険者移送費、2目退職被保険者等移送費、ともに5万円で、前年度と同額でございます。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金1,890万円、対前年度210万円の減額でございます。2目支払手数料1万円、対前年度比1,000円の減額でございます。5項葬祭諸費、1目葬祭費325万円、対前年度25万円の減額でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金5億1,083万4,000円、対前年812万5,000円の減額でございます。2目後期高齢者関係事務費拠出金4万2,000円、前年度と同額でございます。

4款前期高齢者納付金等と5款老人保健拠出金、まず、前期高齢者納付金等が73万4,000円、5款老人保健拠出金が12万7,000円、ともに前年度と同額でございます。

次に、6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金1億9,853万2,000円、対前年度2,131万4,000円の減額でございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金9億2,903万3,000円、対前年度1,647万5,000円の増額になります。2目その他の共同事業拠出金33万5,000円、対前年度16万2,000円の増額になります。

次に、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費3,197万6,000円、対前年度193万2,000円の増額になります。2項保健事業費、1目疾病予防費79万9,000円、2目出産費資金貸付金33万6,000円、ともに前年度と同額でございます。

次に、9款基金積立金2万3,000円、1目国民健康保険支払準備基金積立金2万3,000円、対前年度2万1,000円の増額になります。

次に、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険税還付金400万円、対前年度100万円の増額になります。2目償還金、3目還付加算金、ともに前年度と同額でございます。

11款予備費も、前年度と同額の500万円でございます。

以上、歳出予算総合計41億4,118万4,000円でございます。

以上、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○総務部長 江上文啓君

ご提案申し上げます。

議案第28号、255ページをお願いいたします。

議案第28号 平成28年度蟹江町土地取得特別会計予算。

平成28年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,005万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成28年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

262、263ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

第1款財産収入、第1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入、本年度予算額4万6,000円、前年度と同額でございます。説明欄の土地開発基金預金利子4万6,000円。続いて、第2項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度予算額1,000円、前年度と同額、土地売払代金、1,000円の頭出し程度でございます。

続いて、第2款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1,000円、昨年度と同額でございます。これも、前年度繰越金頭出し程度の1,000円でございます。

続いて、第3款諸収入、第1項土地開発基金借入金、1目土地開発基金借入金、予算額1億8,000万円、これも前年度と同額でございます。説明欄の土地開発基金借入金1億8,000万円。続いて、第2項諸収入、1目預金利子、本年度1,000円、昨年度と同額でございます。預金利子の1,000円、これも頭出し程度でございます。続いて、2目の雑入も、今年度予算額1,000円ということで、昨年度と同様で、頭出し程度でございます。

続きまして、264、265ページをお願いいたします。

3歳出。

第1款土地取得費、第1項土地取得費、1目土地取得費、本年度予算額1億8,000万3,000

円、昨年度と同額でございます。説明欄で土地取得事業費として1億8,000万3,000円、11節の需用費、土地購入印紙代金等で20万円、12節役務費で不動産鑑定料で120万円、13節委託料で用地測量及び登記委託料等で200万円、17節の公有財産購入費で土地購入費1億2,660万3,000円、22節の補償、補填及び賠償金で補償金として5,000万円。以上、トータル1億8,000万3,000円でございます。

続いて、第2款土地開発基金費、第1項土地開発基金費、1目土地開発基金費、本年度予算額4万6,000円、昨年度と同額でございます。説明欄の土地開発基金費としまして、積立金、土地開発基金預金利子積立金4万6,000円でございます。

続いて、第3款諸支出金、第1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、本年度予算額1,000円、昨年度と同額でございます。説明欄につきましては、土地開発基金償還金ということで、1,000円の頭出し程度でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○民生部長 鈴木利彦君

それでは、議案第29号、予算書の267ページをお願いいたします。

議案第29号 平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

平成28年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億9,398万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成28年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

先ほどの28年度民生部特別会計予算説明資料の3ページをお願いをいたします。

歳入でございます。

平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表、歳入。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料5億5,209万6,000円、対前年度1,200万3,000円の増額になります。内訳として、説明欄で現年度分特別徴収保険料が4億9,020万7,000円、現年度分普通徴収保険料が6,028万5,000円、滞納繰越分普通徴収保険料が160万4,000円です。

次に、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金3億9,280万3,000円、対前年度2,351万1,000円の増額でございます。2項国庫補助金、1目調整交付金3,690万7,000

円、対前年度315万9,000円の増額になります。2目地域支援事業交付金（介護予防事業）197万1,000円、対前年度36万8,000円の増額になります。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,306万6,000円、対前年度154万4,000円の増額です。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金6億1,512万8,000円、対前年度3,468万3,000円の増額になります。2目地域支援事業支援交付金220万8,000円、対前年度41万3,000円の増額でございます。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金3億2,118万5,000円、対前年度3,195万円の増額です。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）98万5,000円、対前年度18万4,000円の増額です。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）653万3,000円、対前年度77万2,000円の増額になります。

次に、5款財産収入10万円、前年度と同額でございます。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金2億7,461万1,000円、対前年度1,548万4,000円の増額になります。次に、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）98万5,000円、対前年度18万4,000円の増額です。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）653万3,000円、対前年度77万2,000円の増額です。4目低所得者保険料軽減繰入金428万4,000円、対前年度、全額428万4,000円の増額になります。5目その他一般会計繰入金4,758万5,000円、対前年度641万7,000円の増額になります。次に、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1,700万円、前年度と同額でございます。

次に、7款の繰越金から8款諸収入までは、頭出しの予算でございます。

歳入トータル22億9,398万7,000円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4,755万9,000円、対前年度641万7,000円の増額になります。次に、2項徴収費、1目賦課徴収費2万6,000円、前年度と同額でございます。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目保険給付費21億5,868万9,000円、対前年度1億1,958万5,000円の増額でございます。2目審査支払手数料160万円、対前年度3万1,000円の増額です。2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費3,659万9,000円、対前年度425万1,000円の増額になります。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費788万7,000円、対前年度147万4,000円の増額になります。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費3,350万4,000円、対前年度396万円の増額になります。

4款基金積立金10万1,000円、前年度と同額でございます。

あと、5款諸支出金から6款予備費も、全て前年度と同額でございます。

歳出トータル予算22億9,398万7,000円でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

ご提案申し上げます。

予算書の291ページをお願いいたします。

議案第30号 平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

平成28年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,270万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。平成28年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

298ページ、299ページをお願いします。

歳入でございます。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度予算額1,000円でございます。これにつきましては、頭出しの1,000円とさせていただきます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額420万1,000円でございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額849万8,000円でございます。

第4款繰越金、第5款の諸収入でございますが、これにつきましては、頭出しの1,000円でございます。

次に、300ページ、301ページをごらんください。

歳出でございます。

3歳出、第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,270万3,000円でございます。これにつきましては、説明欄の11の需用費から28の繰出金までで成り立っております。各項目の主なものといたしましては、まず、説明欄の11需用費の電気料220万8,000円、それから、12役務費の汚泥の抜き取り手数料122万4,000円でございます。13委託料といたしましては、処理施設の維持管理業務の委託料で271万2,000円でございます。説明欄の15工事請負費は、下水道管維持修繕等の工事と蟹江南クリーンセンター内の機器整備修繕工事を含めまして598万7,000円でございます。

以上でございます。審議のほうをよろしくをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

予算書の303ページをお願いいたします。

議案第31号 平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算。

平成28年度蟹江町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,136万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。地方債。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

平成28年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

それでは、306ページをお願いいたします。

第2表の地方債についてご説明申し上げます。

これにつきましては、公共下水道事業の事業を行うために起債を起こすものでございます。本年度につきましては、起債の目的として、公共下水道事業4億1,380万円、流域下水道事業といたしまして3,240万円、合わせて4億4,620万円の起債を予定しております。起債の方法といたしましては、証書借入。なお、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

それでは、310ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目下水道整備事業費分担金は2,000円、2目流域関連分担金は1,000円で、合計で本年度予算額は3,000円でございます。これにつきましては、豊台団地、東水明台団地、流域関連の分担金でございます。

第1款分担金及び負担金、第2項分担金、1目流域関連受益者負担金。これにつきましては、流域関連受益者の負担金5,184万2,000円でございます。流域関連受益者負担金滞納繰越金1,000円でございます。これを合計いたしまして、本年度予算額5,184万3,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額1億6,668万3,000円でございます。これにつきましては、豊台団地、東水明台団地、流域関連の使用料でございます。

第2款使用料及び手数料、第2項手数料、1目総務手数料、本年度予算額23万9,000円でございます。これにつきましては、総務管理手数料といたしまして、計画審査手数料、排水設備工事検査手数料、指定工事店指定手数料と責任技術者登録手数料として計上させていた

だいております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金で4億250万円でございます。社会資本整備総合交付金として計画させていただいております。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額が3億388万9,000円でございます。これについては、一般会計からの繰入金でございます。

1枚はねていただきまして、312、313ページをお願いいたします。

第5款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金と第6款諸収入、第1項延滞金、1目延滞金と、次の第6款諸収入、第2項預金利子、1目預金利子につきましては、頭出しの予算1,000円でございます。

次に、第6款諸収入、第3項雑入、1目雑入でございます。本年度予算額が2,000万2,000円、内容につきましては、消費税等の還付金が2,000万円、雑入として2,000円を見込んでおります。

第7款町債、第1項町債、1目公共下水道事業債、本年度予算額4億4,620万円でございます。先ほど306ページの第2表で説明申し上げたように、公共下水道事業債と流域下水道事業債を合わせまして、起債の資金と見込んでおります。

続きまして、歳出に入ります。

314ページ、315ページをお願いいたします。

3歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、2給料から28繰出金までで成り立っております。主なものといたしましては、一般管理人件費で、説明の2給料でございますが、1,666万1,000円、説明資料の0002一般管理事務費でございますが、説明の7賃金の雇用賃金といたしまして288万円でございます。

1ページはねていただきまして、29年度より企業会計化に伴い、企業会計化事業で、説明資料の13委託料の固定資産調査等委託料でございますが、656万7,000円と企業会計システムの構築委託料274万6,000円及び例規の整備支援委託料で162万円でございます。

次に、318ページ、319ページをお願いいたします。

事業費に入ります。第2款事業費、第1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、本年度予算額10億1,013万2,000円でございます。これにつきましては、説明の11需用費から22補償、補填及び賠償金までで成り立っておりまして、主なものといたしましては、説明資料の13委託料6,467万4,000円でございますが、これにつきましては、実施詳細設計委託料と公共下水道管渠工事検査委託料で成り立っております。それから、説明資料15の工事請負費でございますが、公共下水道管渠布設工事等の8億3,024万5,000円でございます。それから、19の負担金、補助及び交付金でございます。これらにつきましては、主なものといたしまして、1の日光川下流域下水道事業負担金3,254万6,000円と、補助金についても、公共下水道整備接続促進費補助金等で1,248万5,000円を上げさせていただいております。22の補償、

補填及び賠償金で7,000万円でございます。

次に、2目維持管理費では1億7,569万2,000円を上げさせていただいております。この主なものといたしましては、説明の13委託料1,526万円でございます。

1枚はねていただきまして、19負担金、補助及び交付金の日光川下流流域下水道維持管理費負担金1億5,132万円を上げさせていただいております。それから、豊台の管理運営費356万4,000円、東水明台の管理費254万6,000円を上げさせていただいております。

次に、公債費でございます。

第3款公債費、第1項公債費につきましては、元金といたしまして8,966万4,000円を上げさせていただいております。利子といたしましては、6,067万4,000円でございます。

最後に、第4款予備費、第1項予備費、1目予備費として10万円を計上しております。

以上でございます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○民生部長 鈴木利彦君

それでは、予算書の331ページをお願いいたします。

議案第32号 平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

平成28年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,147万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成28年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

先ほど来の、平成28年度民生部特別会計予算説明資料をお願いをいたします。こちらの5ページになります。

平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料3億7,399万2,000円、対前年度3,314万7,000円の増額でございます。内訳としまして、説明欄の現年度分特別徴収保険料が1億9,016万8,000円、現年度分普通徴収保険料が1億8,163万8,000円、滞納繰越分普通徴収保険料が218万6,000円です。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険基盤安定拠出金4,985万1,000円、対前年度445万8,000円の増額になります。

3款使用料及び手数料は頭出しの1,000円で、前年度と同額でございます。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目療養給付費繰入金3億2,539万1,000円、対前年度1,577万7,000円の増額になります。2目保険基盤安定繰入金1,661万7,000円、対前年度148万6,000円の増額になります。3目事務費繰入金1,356万8,000円、53万1,000円の減額になります。

次に、5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金1,000円、こちらのほうは頭出しでございます。2目還付加算金5万円、対前年度4万円の増額になります。2項預金利子、1目預金利子、それと3項雑入、1目雑入、ともに頭出しの1,000円でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金200万円、前年度と同額でございます。

歳入合計7億8,147万3,000円でございます。

次に、1枚はねていただいて、6ページをお願いします。

歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費555万3,000円、対前年度13万7,000円の増額になります。2項徴収費、1目賦課徴収費9万1,000円、前年度と同額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金7億7,377万6,000円、対前年度5,420万円の増額になります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目還付加算金5万円、対前年度4万円の増額になります。2目償還金200万1,000円、これは前年度と同額でございます。2項繰出金、1目一般会計繰出金、頭出しの1,000円でございます。

4款予備費も、頭出しの1,000円でございます。

歳出合計7億8,147万3,000円でございます。

以上、ご審議のほどをお願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

それでは、蟹江町の水道事業会計予算書をお願いいたします。

1ページでございます。

議案第33号 平成28年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 平成28年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分1、事業量、事項1配水量ですが、明細の(1)年間総水量といたしまして439万4,000立米、(2)1日の平均といたしまして1万2,038立米、(3)1人1日当たりの平均といたしまして328リットルでございます。

2、有収水量といたしましては、40万3,000立米。

3、有収率といたしましては、91.1%を上げさせていただきました。

4、給水加入件数1万3,349件。

5、給水人口3万6,700人。

6、建設改良費といたしまして、(1)の事務費から(4)の固定資産取得費までの合計2億1,243万9,000円となります。

区分2の職員計画でございますが、1の損益勘定職員が4名、2の資本勘定職員が1名でございます。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定量は、次のとおりと定める。

収入の部でございます。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計8億240万4,000円でございます。

1ページをはねていただきまして、支出でございます。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億2,504万9,000円でございます。

資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,385万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,038万1,000円、当年度分損益勘定留保資金5,512万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,835万2,000円で補填するものとする。

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担金と第2項の固定資産売却代金で1億1,082万3,000円、支出といたしましては、第1款資本的支出、第1項の建設改良費から第3項の予備費の合計で2億4,468万2,000円でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,335万円、(2) 交際費1万円でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

棚卸資産購入限度額。

第6条 棚卸資産の購入限度額は、869万円と定める。

平成28年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

続きまして、4ページの平成28年度蟹江町水道事業会計実施計画から24ページの平成28年

度資本的収支と補填財源明細につきましては、後ほどお目通しのほどをよろしく願います。

25ページの平成28年度予算実施計画明細につきましては、A3判の資料で説明させていただきますので、よろしく願います。

平成28年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をごらんください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のその他営業収益までの合計7億6,659万9,000円、第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から4目の雑収益までの合計で3,580万3,000円を計上させていただき、第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。本年度予算額の合計といたしましては8億240万4,000円、前年度予算額は8億226万3,000円で、比較しますと14万1,000円の増額でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款水道事業費用、科目、第1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用までの合計で7億471万7,000円、それから、第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から3目の雑支出の合計で1,518万2,000円、第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損から2目の過年度損益修正損までの合計で15万円でございます。第4項予備費、1目予備費につきましては500万円を計上させていただき、本年度予算額といたしましては7億2,504万9,000円、前年度予算額は6億9,917万1,000円で、比較しますと2,587万8,000円の増でございます。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入につきましては、第1項工事負担金、1目工事負担金でございまして、1億1,082万2,000円、第2項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金といたしまして1,000円、合計で1億1,082万3,000円でございます。前年度予算額は8,576万2,000円で、比較いたしますと2,506万1,000円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

支出の部でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費は、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で2億1,243万9,000円、第2項の企業債償還金、1目企業債償還金は3,194万3,000円、第3項の予備費、1目予備費につきましては30万円を合計いたしまして、2億4,468万2,000円、前年度予算額は2億7,762万4,000円で、比較しますと3,294万2,000円の減でございます。

欄外でございますが、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,385万9,000円に

つきましては、先ほど4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わりました。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

審議の前提になることについて質問をいたします。

一般会計予算でありますけれども、28年度は約97億3,500万円というようなことで、今提案をされております。私が予算書等を見たところ、この数字は少し間違えているのではないかなというふうに思うんです。といいますのは、JR関連の自由通路の新設とか橋上駅舎化などについて、予算化がされていないのではないかというふうに見てとれるんです。

昨年の平成27年12月の議会におきましては、この事業の予算措置といたしまして、JRへ委託する詳細設計及び29年度以降にやる債務負担行為ということでご説明がありました。12月の協議会のときの説明だったと思います。それから、今3月の初めということでもありますけれども、このような経過から見ますと、この予算は、数字的には97億3,500万円ではないのではないかというような疑問を持ちますので、提案に対して、これは間違いではないのかどうかということについてご説明をお願いしたいと思います。

○副町長 河瀬広幸君

今中村議員のほうから、28年度の当初予算の計上について、計上された予算の中に少し事業費が落ちているのではないかというようなお話がございました。これは、先ほどご指摘がありましたJR蟹江駅の自由通路、そして橋上駅舎化、周辺の整備事業のことではないかのご質問であります。

この件につきましては、平成24年3月から、いろいろ議会の皆さん、そしてJR東海との協議を重ねてまいりまして、中村議員がおっしゃったように、昨年の12月の全員協議会におきましては、今年度の予定として3月に28年度の当初予算として計上を予定しているというようなご報告も差し上げたところであります。

そんな状況の中に、12月の全員協議会におきまして、今までの協議経過を踏まえ、もう少し全体的な長期の収支計画を示してほしいとの要望もございましたので、1月に臨時の全員協議会のお開きをお願いいたしまして、その中で中期財政計画をお示しし、今までの経緯を含めてご説明を申し上げたところであります。そんな状況の中で、議員の皆さんのほうから、大変大きな事業である、そして、北口の開発、北口のまちづくりではあるものの、もう少し大きい視野で進めてほしいとの要望がございましたので、その時点で私どもが判断をいたしましたものが、このJR蟹江駅自由通路、橋上駅舎化、周辺は、都市計画マスタープラ

ンにもございますように、南側の地区で、現在は調整区域ではあるものの、将来市街化に向けた地区で検討すべき地区という地区もあり、なおかつ、JR蟹江駅の南の中には都市計画道路の延伸計画もございます。そんな計画等もございますので、私どもも、議員の皆様方のご意見を真摯に受けとめまして、その調査設計費も同時に計上すべきであると判断をいたしました。

その後、その調査設計費の検討に入りましたが、そういうもろもろの総合結果、判断のもと、28年度の当初予算ではなくて、次の議会に向けて、我々は現在準備を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○9番 中村英子君

今ご説明をいただきましたが、内容の審議については、また予算審議のところでもやりますので、前提となる方がいいのかどうかという視点で、今はお伺いするんですけれども、今の副町長のお話ですと、もう少し大きな視野に立って、少し計画の見直しがあるのかなというような感じもしないではないです。

そうしますと、今、「次の」というような表現だったんですけれども、「次の」とはどのようなときのことなのか。では、28年度にこの件に関して全く予算が入らないということになれば、97億3,500万円で審議するということが何ら問題ないと思っておりますけれども、「次の」とはどのような時期のことをおっしゃってみえるのか、それについてちょっとよくわかりませんので、もう少し具体的に、費用をどのように計上するかの時期です。どういう考えなのかをお伺いしたいと思います。

○副町長 河瀬広幸君

JR自由通路、橋上駅舎化の事業化の時期でございます。内容につきましては、12月、1月においてお示しをし、財政計画もお示ししましたところでありまして。それプラス、今現在検討しておりますのが、先ほど申しましたように、周辺の整備の中での検証、調査業務、要するに市街化調整区域を市街化に向けた取り組み、なお、新本町線の都市計画の延伸等々を含めた調査検証をすべき調査費用を現在検討しておりますので、それを踏まえた上で、あわせて同時進行で、28年度の詳細設計、プラス債務負担行為、そして、検証の調査設計費も含んだ予算を次回の議会に提案を予定で、今進めているというところでございます。

○9番 中村英子君

次回というのは29年度のことか。次回とはいつのことですか。それを聞いているので、言ってください。

○副町長 河瀬広幸君

今私が申し上げました次回というのは、28年度の第2回6月議会を予定しております。以上でございます。

○9番 中村英子君

次は6月ということで、今、るる計画を言われたんですけども、そうしますと、28年度予算というのは、今副町長が言われたように、JRに関しては、これは大きなお金のかかることで、調査費も、以前の説明では4,000万円と、あとほかのがありましたから、大体5,000万円近くを予定していた大きな金額ですよ。これが入ってきたということは、もう既に、この年度にそのことをやるということはわかっている、やろうとしている。そうすると、今、28年度にやるべき事業という捉え方なんですよ。ということは、28年度予算というもののくくりの中に、それはもう入っていなければいけないものではないでしょうか。

28年度に皆さんが計画している事業、それに伴って必要な費用、それを28年度の予算というふうに言うわけですから、28年度の予算を審議するときは、そのことについてきちんとした提案をするか、できないときは理由の説明をするかしないで、何も触れずに、ただ97億3,500万円だけについて審議してくれというのは、それは少しおかしいのではないですかと思うんです。自治体の1年間の予算というのは、1年間にこれだけの事業をこうしますということを決めて、それに費用がこれだけかかりますと、これを1年間こうしますというのが、単年度で行う自治体の事業ですから、これだけ大きな事業を皆さんがもう既に予定していて、28年度にやるということは、これは最初から28年度の予算なんですよ。そうしたら、何にもそのことに触れずに、それを割愛してしまって、それから引いた97億3,500万円で審議してくださいとか、そういう話はずさんではないですか。やり方として、ちょっと納得できないやり方だなと。

だから、事前にそのことについては説明してもらえば、また、説明によっては納得するかもしれないので、そのことをお願いしますと議運の委員長を通じても言いましたけれども、それも何もありません。全く事業がないように、この金額だけで審議してくださいと。そういう予算の扱い方、手続の仕方というのは問題だということ、まずここで申し上げておきます。

中身については予算審議のときにやりますけれども、本来、1年間の予算は、今の説明でいくと、事実上、もうそれが含まれているんですよ。かなり大きなお金が頭の中では含まれてしまっているけれども、それは全然置いておいて、そして違うものだけで審議してくださいと、今はこういうやり方ですよ。これはちょっといけないのではないかとすることを審議の前提としてまず申し上げて、続きはまた予算審議のときにしたいと思います。

○副町長 河瀬広幸君

今、中村議員のおっしゃることもよくわかります。ただ、これは非常に多額な費用になります。それで、当然、予算といいますのは、会計年度独立の方針というのがございまして、まさしく、今、中村議員がおっしゃったように、単年度の収入をもって単年度の事業に充てるというのが基本であります。ただ、このJRの自由通路、そして橋上駅舎化、駅の周辺整備は、多分、着手しても5年から6年という長きにわたる予算になりますので、まずは債務

負担行為をお願いし、5年ないし6年にかかる費用としての計画をお認めいただき、それから事業がスタートするわけでありますので、私どもとしましては、その事業がスタートする条件が整った時点で提案をさせていただき、きちんと債務負担行為の設定と、それから、当該年度に係る費用をお認めいただいた後に、慎重に事業に着手していきたいという考えを持っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号ないし議案第33号は、来る3月16日、17日の両日にかけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号ないし議案第33号の8議案については精読とされ、3月16日、17日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」、議案第1号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第40 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区環境事務組合議会議員に奥田信宏君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました奥田信宏君を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました奥田信宏君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました奥田信宏君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 高阪康彦君

追加日程第41 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第42 議案第1号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後2時43分)